

容器包装リサイクル法の概要

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

酒類容器等の3R
国税庁酒税課

●再商品化義務の有無の判定方法（酒類業者用）

特定事業者には、容器包装リサイクル法において、その事業で用いる容器包装について再商品化（リサイクル）することが義務付けられています。再商品化の義務がない場合でも事業者として3Rに取り組むことが求められていますので、引き続き3Rに取り組みましょう。

Q 1

次のいずれかを行っていますか？

- 酒類を容器に詰めて販売している。
- 酒類の容器を製造している。
- 酒類を包装で包んで販売している。
- 酒類を輸入販売している。

いいえ

はい

Q 2

主たる事業（売上高が最も大きな事業）は次のどちらですか？

(A) 製造業等

(B) 卸売業、小売業、サービス業等

(A)

(B)

Q 3

(A) 従業員21人以上、
または総売上高2億4,000万円超ですか？

(B) 従業員6人以上、
または総売上高7,000万円超ですか？

いいえ

はい

Q 4

利用又は製造する容器・包装の素材は次のいずれかに該当しますか？

- ガラス製
- PET製
- 紙製（段ボール、アルミ不使用の飲料用紙パックを除く）
- プラスチック製
- これらを利用した複合素材

いいえ

はい

Q 5

提供している商品、サービスで、最終的に家庭で消費されるものはありますか？

いいえ

はい

「いいえ」の場合でも、記帳の義務はあります。

Q 6

容器・包装は、次のいずれかに利用されているものですか？

- 商品
- 容器の付属品
- 小売販売時

いいえ

はい

Q 7

利用又は製造する容器・包装は、中身と分離した時に捨てられるものですか？

いいえ

はい

Q 8

容器・包装の利用又は製造について、「委託・受託」の関係はありますか？

いいえ

はい

Q 9

上記の「委託・受託」の関係において、容器・包装の素材や構造を実質的に決めていませんか？

いいえ

はい

再商品化の義務があります（特定事業者該当します。）。

（再商品化義務の対象は、Q 4 に該当する容器・包装です。）

再商品化の義務はありません（特定事業者該当しません。）。